令和　年（少）第〇〇〇〇号　強盗致傷、強盗保護事件

意　見　書

令和　年　　月　日

福岡家庭裁判所少年係　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 少　年　　　 〇　〇　〇　〇

付添人弁護士　 福　岡　九州男

上記少年に対する貴庁頭書事件について、付添人の意見は、下記のとおりである。

記

第１　付添人の意見

　　　少年について、刑事処分は不相当であり、保護処分が相当である。その上で、少年院送致（一般短期処遇）とするのが相当である。

第２　保護処分優先主義

　　　少年法４２条１項は、少年事件について全件送致主義を採用しており、成人の場合とは異なって検察官の訴追裁量を認めず、いったんは家裁において審理すべきものとしている。その上で、少年法（以下略）２０条１項は、家庭裁判所が、当該少年を「罪質及び罪状に照らして刑事処分が相当」（以下「刑事処分相当性」という。）であると認める場合に限り、逆送することを許容している。これは、少年法が、保護処分優先主義をとっており、少年保護手続から事件を離脱させることを例外的な措置としていることの表れである。

　　　また、２０条２項をみると、原則的に逆送するものとされているのは、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」、すなわち、他人の生命という最大の法益を不可逆的に喪失させた事件に限られており、そのような事案でも、但書で逆送としない場合が規定されている。

　　　このように、少年法は、罪質（非行事実の重さ）のみをもって刑事処分相当とすることにはきわめて謙抑的な態度をとっているのであり、このような少年法の姿勢は、本件においても意識されるべきものである。

第３　非行事実の内容

　 　本件は、少年を含む未成年者４名が２件の強盗を行ったという事案である。少年の非行行為は、共犯者であるAから、強盗行為を執拗に誘われ、断り切れずに、Bらとともに、２件の強盗行為に加担したというものであり、少年の非行事実について、特に争いはない。

第４　保護不能でないこと

　１　保護処分により少年を更生させることが可能である（保護可能性）

　　　少年の問題点は、以下に述べるとおり、前回の非行後も不良交友を継続し、不良交友や本件非行を持ちかけられた際に断れなかった点にあるが、本件非行後に不良交友を自ら断ち、警察に自首するなどしており、今後、保護処分を課すことにより、少年の問題点をさらに解消することが可能であり、保護処分によって少年を更生させることが可能である。

1. 本件非行の背景

少年は、中学生の頃からサッカー部でエースストライカーとして活躍しており、スポーツ推薦で特待生として、サッカーの強豪高校である○○高校へ入学したが、活躍することができず、挫折を味わい、高校１年生の冬に高校を退学した。

　　　 そのころから、Aらなどの地元の友人たちとの親交が深まり、Aらなどと万引きやバイクなどの暴走行為を繰り返すようになった。そして、本件非行の１年前に、窃盗（万引き）による短期保護観察及び道路交通法違反による交通短期保護観察処分を受けた。

　　 　少年は、１年前の前回の非行後に、一度はAらとの交際を断つことを約し、Aらとの交際を断っていた。しかし、少年は、仕事も行っておらず、学校にも通っておらず、手持無沙汰であったため、Aからの誘いを断り切れずに、再び、Aらと不良交友を行うことになり、少年は、Aらとともに本件非行を引き起こした。

　　 以上に鑑みると、少年の問題点は、不良交友を行い、Aらに誘われるがままに、安易に本件非行を行った点にあり、少年自身が今までの行動を省み、不良交友の問題点を考え、Aらとの関係を断ち切ることができれば、更生が可能であるといえる。

1. 少年の成長可能性

ア　共犯少年らとの交際を断ったこと

少年は、２件目の非行の際、共犯少年らが、泣いて助けを求める被害者を 嘲笑するなど、暴力行為を楽しんでいる様子が窺えたことから、共犯少年らに嫌悪感を抱くようになった。

また、少年は、２件目の非行を行った３日後の令和○年○月○日から、○○建設会社で働きだし、とび職という仕事に魅力を感じるようになっていた。○○建設会社の社長も、少年の前歴を知った上で雇用し、二度と再非行させまいと、仕事のことだけではなく、男性として家族を守っていくことの大切さなどを教えてくれた。

幼いころから母子家庭であった少年は、社長を父親のように尊敬するようになり、社長を裏切らないために、共犯少年らとの交際を断つことを決めた。

　　その後、少年は、共犯少年らに「もう連絡しないでほしい、」と伝えるとともに、少年は、共犯少年らの連絡先を携帯電話から削除し、共犯少年との交際を断った。

イ　警察への自白

少年は、共犯少年らとの交際を断った後、一人前のとび職人になるとい う目標を達成すべく、無遅刻無欠勤で、○○建設会社での仕事を懸命にこなしていた。

その後、少年は、本件非行を秘密にしていることや怪我を負わせた被害者への罪悪感に苛まれ、少年は自ら、勤務先の社長と少年の母親に本件非行を告白するとともに、勤務先の社長や少年の母親に、「警察に自首して全てを話します。今までいろいろ迷惑をかけてきたけど、今回の罪を償ってからやり直します。」などと話した。そして、少年は、本件非行事実を自白して逮捕された。

　ウ　少年の反省

　　　少年は、逮捕・勾留され、観護措置をとられた後も、付添人に対し、「被害者に申し訳ないことをした。直接会って謝罪したいが、捕まっているのでできないから、手紙を書いたので渡してほしい。」などと付添人に話し、被害者に対する謝罪の手紙を書いた（資料１）。謝罪の手紙は少年が時間をかけて、被害者の気持ちに思いをめぐらして書いたものであり、少年の気持ちを示すものといえる。

エ　小括

少年は、上述のとおり、目標を見失い、不良仲間との交友に居場所を見出すようになり、本件非行を起こした。

しかし、少年は、○○建設会社で働き、父親のように厳しくも温かく指導してくれる社長との出会いによって、とび職人として生きていくという新たな目標と○○建設会社という新たな居場所を見出した。

また、少年は、他人に強制されたり促されたりすることなく、自ら不良交友を断ち、警察に自白をし、逮捕後も自らの行為を省みている。

以上の事実から、少年は、本件非行後に、更生に向っており、保護処分を課すことにより、少年が更生することが可能であるといえる。

1. 環境調整

ア　 ○○建設会社の社長は、少年を継続して雇用することを約している。

イ　 また、少年の母親は、被害弁償のための費用を捻出し、付添人とともに被害者へ謝罪しにいくなど、少年の更生のために積極的に動いている。

少年が帰ってきたときには、少年と同居し、少年の社会復帰に向けて支えていきたいと考えている。

ウ　 このように、少年には、母親、そして父親代わりの勤務先の社長に支えられながら、新しい拠り所であるとび職の仕事ができる環境が整っており、少年の更生を図ることは十分可能といえる。

1. 年齢、人格の成熟度

　　　 少年は本件非行時１８歳６月であり、あと１年半で成人となる。しかしながら、少年の成長の度合いには個人差があるため、年齢をもって一律に人格の成熟度を語ることは不相当である。

　　　 少年は、高等学校を１年次に中退しており、○○建設会社に入社するまで、社会生活の中で涵養されていく規範意識や他者との関わり方など、社会生活で養われる素養を身につけることができておらず、同年代の少年に比して、いまだ人格的に未熟な点があるといわざるを得ない。

1. 小括

以上述べたところからすれば、少年に対しては、保護処分により更生させることが可能である。

第５　保護不適ではないこと

　 １　事案の性質及び被害感情

少年らは、２０代の体力的に充実した年代の男性を対象として本件非行を行っており、子供や女性、高齢者など、一般に非力とされる者を狙っておらず、被害者への暴行はすべて素手で行われており、バットやナイフなどの凶器は用いられておらず、本件非行自体の悪質性が高いとはいえない。

そして、負傷した１名の傷害の程度は、加療約１週間の打撲擦過傷で済んでおり、後遺症等は残っていない。また、２件の被害合計額は２万円であり、高額とまではいえない。

　　　そして、計画の発案者は、共犯少年Aらであり、少年は計画段階には一切関与しておらず、誘われた当初も、一度、誘いを断っている。少年は、金銭的欲求から計画に参加し、２件の本件非行を行っているものの、暴力行為は一切行っておらず、少年が果たした役割は、少年が一部利益を受けている部分があるものの、共犯少年との関係では従属的なものにとどまっている。

２　被害感情

本件非行については、被害者２名中１名について示談が成立しており、残る１名についても示談交渉が進行中である。示談により、相当程度、被害者の被害感情が収まったものと思われる。

３　社会的影響

深夜の路上で、数名の少年らが、男性に対して暴行を加え金銭を強取するという本件非行が報道され、社会に不安感・恐怖感を与えたことは事実であろうが、社会的な影響が大きな特異な事件ではない。

４　小括

　　　　少年が起こした本件非行は、その被害や与えた社会的影響を考えれば決して軽視することのできないものであるが、本件において、保護処分が不適切であるような事情はない。

第６　結論

少年は、すでに２回の保護観察処分を受けているが、その処遇の性質上、少年の生活状況を全面的・総合的に観察できるものではなく、本件少年の抱える問題点を解消するためには十分ではなかった。

ただ、本件少年の抱える問題点は、他の少年のそれと異なるものではなく、保護処分による矯正教育に十分なじむものである。

そして、少年院においては、少年の生活状況を全面的・総合的に観察でき、少年の改善・更生プログラムに沿った教育を実施できるとともに、少年の本件非行の背景にある不遇感や挫折感と、類似の境遇や感情を抱く少年達と生活を共にすることで、自分だけが特別不遇な状況にあるのではないことに気付き、不遇感や挫折感を克服することが見込まれ、少年に適した処遇といえる。

このような適切な処遇による更生の可能性を試すことのないまま、刑事処分を選択することは、少年の更生の機会を奪うものである。

　　　以上のとおりであるから、本件では、少年を刑事処分とすることは相当でなく、少年を保護処分として少年院送致（一般短期処遇）とするのが相当である。

以上